社援協発 1227 第 2 号 令和 5 年 12 月 27 日

### 各 都道府県

消費生活協同組合主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 消費生活協同組合業務室長 ( 公 印 省 略 )

# デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る 消費生活協同組合法等の解釈の明確化等について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見直しが求められています。

これを受けて、消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。)等において、見直し等が求められている事項について、下記のとおり基本的考え方及び留意点を整理しましたので、貴管下の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」という。)に周知いただくとともに、組合の適正な運営の確保のためご指導を頂くようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技 術的助言に基づくものです。

## 【参考】

・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行 政調査会決定)

 $\frac{\text{https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603\_meeting\_administrative\_research\_outline\_07.pdf}$ 

・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)

 $\underline{\text{https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/fedb5d96/20220607\_policies\_priority\_outline\_15.pdf}$ 

## 1 組合員管理について (法第25条の2他)

組合において、組合員及び会員(以下「組合員」という。)の名簿は書面又は電磁的記録によって作成されているところであるが、今後は原則として、電磁的記録をもって作成するようお願いする。

また、組合事業を長期間利用していないと思われる組合員の除名手続きは、法第20条第2項に基づき除名による脱退の措置を講ずることが望ましいが、措置が難しい場合の方法として、「消費生活協同組合の運営上の留意事項」(昭和62年6月30日社生第77号厚生省社会局生活課長通知。以下「留意事項通知」という。)1(3)でお示ししているとおり、除名すべき者の名簿を組合事務所に備えつけ、閲覧に供し又は組合掲示板に掲示すること等としているが、除名すべき者の名簿についても原則として、電磁的記録をもって作成するようお願いする。

なお、除名すべき者の名簿の閲覧又は掲示に際しては、組合員が利用する情報システムや組合ホームページ等を活用して差し支えないが、個人情報の保護に十分に配慮すること。

## 2 公衆縦覧について (法第53条の2)

共済事業を行う組合の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧については、書面又は電磁的記録によって作成されているところであるが、時間・場所を問わずに閲覧することが可能となるよう、今後は原則として、組合員以外も利用できる組合ホームページに掲載するようお願いする。

なお、既存のホームページを持たない場合や閲覧件数が少なく費用対効果等の観点からホームページ整備による負荷が過大であるなど、説明書類を組合ホームページに掲載することが適当でない事情がある場合には、閲覧の請求に応じて、電子メールにより送付する方法等で対応することとして差し支えない。

### 3 行政庁による検査について(法第94条)

厚生労働省が実施する検査において、実地でなくても確認できる項目については、今後はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した手法による検査(以下「オンライン検査」という。)を進めることを予定している。ついては、各都道府県においても、現地に赴かずとも組合運営の実態を把握することができる項目は、オンライン検査の実施を積極的に検討いただくようお願いする。

なお、オンライン検査の具体的な内容は、各組合の規模・体制等の実情に応じて個別に検討することとなるが、実施にあたっては、情報セキュリティの点検など、組合のオンライン検査受入体制にご留意されたい。

また、オンライン検査を行っている間、十分に必要な情報が得られていると判断できない場合にはオンライン検査を中止し、直接の対面検査を行うことが求められる。

### 4 病院、診療所の入口掲示について

医療事業を行う組合においては、留意事項通知5(2)に基づき、病院、診療所の入口等見 えやすい場所に「組合員及びその家族のための施設である(ただし、救急患者の利用は差し支 えない)」旨の掲示を行うこととしているが、この取扱いに加えて、必要に応じて組合ホームページなどに同内容を掲載することとしても差し支えない。

5 特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し(消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号)第18条第2項第2号ほか)

今日の情報通信技術の進展を踏まえ、手続のオンライン化や新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、磁気ディスク等の従来の記録媒体の使用を定める法令上の規定の見直しにより、クラウドサービス等の利用が可能となった。具体的な改正内容については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第161号及び第165号)を参照されたい。

なお、同改正により、従来から使用されてきた磁気ディスク、シー・ディー・ロムの使用を 妨げるものではない。

6 インターネット等を活用した総(代)会の取扱いについて

インターネットを活用した総(代)会の取扱いについては、令和3年3月4日付当職事務連絡にてお示ししているところであるが、改めて現行法令の運用上の整理を行い、インターネット等の手段を用いて審議等の確認・傍聴を可能とする「ハイブリッド参加型総(代)会(※1)」での開催に加え、インターネット等の手段を用いて総(代)会に出席する「ハイブリッド出席型総(代)会(※2)」の開催も差し支えないこととする。ただし、開催場所と組合員との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保される必要があるほか、組合員の規模や分散といった地域性、これまでの総(代)会運営(組合員からの質問・意見陳述の機会の確保等)などを考慮した具体的な総(代)会運営方法、定款との整合性(役員選任の投票方法(無記名投票)等)、組合員の意向などを勘案し、総(代)会での議案の審議や組合員の議決権の行使等に支障・停滞が生じないよう、現実的に実行可能な方法を検討する必要があるので、留意されたい。

なお、「 $\underline{\text{バーチャルオンリー型総(代)}}$ 会( $\underline{\text{※3}}$ )」の開催は、現行法令上認められていないものであることを申し添える。

※1 ハイブリッド参加型総(代)会

物理的な場所での総(代)会開催にあわせて、インターネット等の手段を用いて審議 を傍聴することができる総(代)会

※2 ハイブリッド出席型総(代)会

物理的な場所での総(代)会開催にあわせて、開催場所に在所しない役員、総代等が インターネット等の手段を用いて出席し、審議に加わることができる総(代)会

※3 バーチャルオンリー型総(代)会

物理的な場所での開催をせずに、役員や総代等がすべてインターネット等の手段を用いて出席する総(代)会

(参考)「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(経済産業省) https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-1.pdf